

非常災害における生徒の登校措置について

1 大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雨警報及び各特別警報の場合（以下警報という）

(1) 奈良県北西部・奈良県北東部・三重県伊賀地区（伊賀市・名張市）を含む地域に、午前6時現在警報が発令された場合、臨時休校とする。

(2) 午前6時以降、登校までに警報が発令された場合（原則）

気象及び道路、交通機関の状況等の情報を収集し、自分の安全を第一に考え、学校へ登校するか、または帰宅するか、さらには最寄りの公共施設等安全が確保される場所で待機し、学校或いは自宅へ連絡する。原則臨時休校とする。

(3) 午前6時以降、登校後警報が発令された場合（原則）

気象及び道路、交通機関の状況等の情報を収集し、生徒の安全を第一に考え、学校待機、下校指示等の判断をする。

2 注意報の場合

大雨・洪水・大雪・強風・風雪・雪などの注意報が発令された場合は、気象状況に十分注意し、登校するものとする。

3 自宅待機の連絡・解除の情報

前項の各警報以外で、自宅待機した生徒は、その旨を速やかに学校に連絡すること。発令及び解除の情報（ラジオ・テレビ・インターネット等）に常に留意し、勝手な判断をしないこと。また他校と措置が違うことがあるが、この規定に従うこと。